

請求 Web システム (e-BIS) の一時利用停止について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2019年10月1日施行の消費税率引上げに伴い、弊社請求 Web システム (e-BIS) のご利用を一時停止させて頂きますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 利用停止期間および対象メニューについて

日時：2019年10月7日(月)0:00～10月11日(金)6:00

対象メニュー：請求 Web システム (e-BIS) のメニューの内、「請求書作成(注文書あり)」

【注】

- ・ 注文書が無い場合の請求書作成は通常通り(毎日6:00～23:59)利用可能です。
- ・ 注文書がある場合、2019年10月分の請求は10月11日(金)6:00以降に行なって下さい。

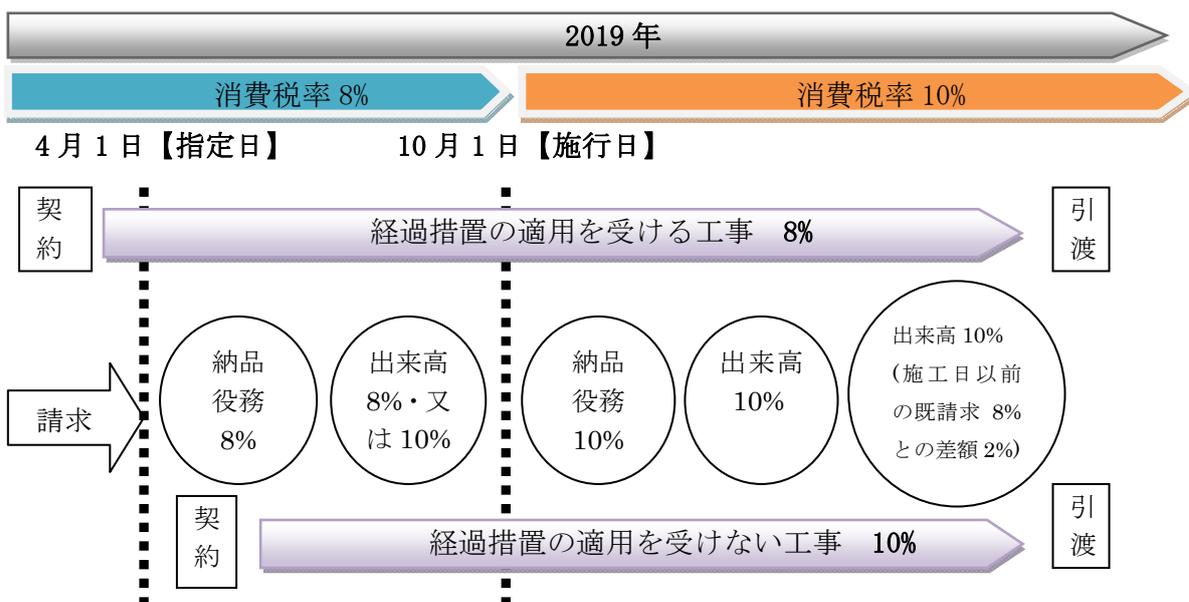
2. 消費税8%の注文書に対する施行日以降の取り扱いについて

注文書に記載された消費税金額が8%であっても、請負工事の引き渡し日、機器・資材等の納品日、各種作業の役務提供日が2019年10月1日以降の場合、支払は10%となります(※ただし経過措置適用分は除く)。よって請求は10%(※経過措置適用分は8%)で行って下さい。

請負工事で9月末に未請求金額があり、施行日以前の既請求8%に対しての差額2%分は任意に消費税額を変更して請求も可能です。任意に変更しない場合最終支払時に上乗せして計上されます。

請求 Web システム (e-BIS) を利用し、注文書がある場合は、2019年9月分請求締切り後の e-BIS 利用停止期間中に、未請求金額に係る消費税金額を8%から10%へ弊社が変換します(※ただし経過措置適用分は除く)。よってご利用の方々には請求登録時に本体金額を入力して頂ければ消費税金額は10%(※経過措置適用分は8%)で計上されます。

3. 本内容にご不明な点がございましたら、恐れ入りますが弊社担当者までお問合せ下さい。



※経過措置とは

請負工事の内、注文日が2019年3月31日以前のもものは消費税率が据え置かれる経過措置が適用となり、出来高検収日が2019年10月1日以降でも消費税率は8%となります。なお機器・資材等の納品、各種作業の役務提供に対する経過措置の適用はありません。